

## 人事院会議議事録

会議日

令和8年3月6日 金曜日

会議の出席者

川本総裁 伊藤人事官 土生人事官  
(幹事) 佐々木事務総長、荒竹総括審議官  
(説明員) (給与局)  
森谷給与第一課長

議題

令和8年職種別民間給与実態調査

議事の概要

- 議題「令和8年職種別民間給与実態調査」について、担当局から別添のとおり説明があった。
- 議題については、三人事官一致で議決された。

## 令和8年職種別民間給与実態調査

令和8年3月6日  
給 与 局

本年の給与勧告・報告の基礎資料を得るため、以下のとおり令和8年職種別民間給与実態調査を実施することとしたい。

### 1 調査対象

企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所

母集団事業所：50,428事業所

標本事業所：10,077事業所

### 2 調査期間

4月22日(水)から6月16日(火)までの56日間(実日数36日間)

### 3 調査内容

(1) 初任給、個人別の4月分給与、事業所別の賞与額

(2) 本年の給与改定及び賞与の支給の状況等、住宅手当の支給状況等、国内異動における手当等の支給状況、高齢者雇用施策の状況

以 上

# 令和8年職種別民間給与実態調査要綱（案）

令和8年4月  
人事院  
都道府縣市特別区人事委員会

## 1 目的

国家公務員法及び地方公務員法の規定の趣旨に基づき、国家公務員及び地方公務員の給与を民間の従業員の給与と比較検討するための基礎資料の作成を目的とする。

## 2 調査の範囲

### (1) 調査対象

#### ① 地域

全国

#### ② 事業所

令和8年4月分の最終給与締切日現在において、企業規模100人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所

ただし、次の経営形態のものを除く。

- ア 政府機関及びその関係機関
- イ 地方公共団体及びその関係機関
- ウ 大使館・領事館及び国際連合等の関係機関
- エ 企業組合等

#### ③ 産業

日本標準産業分類の全ての大分類に該当するもの（公務を除く。）

具体的には、次のとおり。

- ア 農業、林業
- イ 漁業
- ウ 鉱業、採石業、砂利採取業
- エ 建設業
- オ 製造業
- カ 電気・ガス・熱供給・水道業
- キ 情報通信業
- ク 運輸業、郵便業
- ケ 卸売業、小売業
- コ 金融業、保険業
- サ 不動産業、物品賃貸業
- シ 学術研究、専門・技術サービス業
- ス 宿泊業、飲食サービス業

- セ 生活関連サービス業、娯楽業
- ソ 教育、学習支援業
- タ 医療、福祉
- チ 複合サービス事業
- ツ サービス業（中分類の宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）

#### ④ 従業員

常時勤務する従業員のうち、期間を定めず雇用されている者（年齢が61歳以上の者を含む。）とし、臨時の者を除く（以下「常勤の従業員」という。）。

また、定年退職し、定年前の雇用条件が解消され、新たな雇用契約により雇用期間を定めて定年年齢が60歳の同一企業又はグループ企業（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第9条第2項の特殊関係事業主に限る。）に雇用されている事務・技術関係職種の従業員のうち、定年前従業員と同じ勤務時間の者についても、3(2)従業員別に調査する事項に関する調査においては、調査対象とする。

#### ⑤ 調査指定職種

次の76職種とし、その定義は別に定める。

##### 初任給関係職種

新卒事務員(大学卒) 新卒事務員(短大卒) 新卒事務員(高校卒)  
新卒技術者(大学卒) 新卒技術者(短大卒) 新卒技術者(高校卒)  
新卒船員(海上技術学校卒)  
新卒大学助教(大学卒) 新卒高等学校教諭(大学卒)  
新卒研究員(大学卒) 新卒研究補助員(短大卒) 新卒研究補助員(高校卒)  
準新卒医師 準新卒薬剤師 準新卒診療放射線技師 新卒栄養士 準新卒看護師  
準新卒准看護師

##### 事務関係職種

支店長 事務部長 事務部次長 事務課長 事務課長代理 事務係長 事務主任  
事務係員

##### 技術関係職種

工場長 技術部長 技術部次長 技術課長 技術課長代理 技術係長 技術主任  
技術係員

##### 技能・労務関係職種

電話交換手 自家用乗用自動車運転手 守衛 用務員

##### 海事関係職種

船長・機関長 一等航海士・機関士 二等航海士・機関士 三等航海士・機関士  
運航士 甲板長・操機長 甲板手・操機手 甲板員・機関員

##### 教育関係職種

大学学長・副学長・学部長 大学教授 大学准教授 大学講師 大学助教  
高等学校校長 高等学校教頭 高等学校教諭

##### 研究関係職種

研究所長 研究部(課)長 研究室(係)長 主任研究員 研究員 研究補助員

## 医療関係職種

病院長 副院長 医科長 医師 歯科医師  
薬局長 薬剤師 診療放射線技師 臨床検査技師 栄養士 理学療法士  
作業療法士  
総看護師長 看護師長 看護師 准看護師

### (2) 標本事業所数

10,077

## 3 調査事項

### (1) 事業所単位に調査する事項

#### ① 事業所に関する事項

令和8年4月分の最終給与締切日現在における次の各事項とする。

- ア 事業所名
- イ 事業所所在地
- ウ 産業分類の基礎となった主な事業内容
- エ 本店・支店の別
- オ 企業全体の常勤の従業員総数
- カ 事業所の常勤の従業員総数
- キ 調査指定職種別従業員数

#### ② 給与等に関する事項

特に断りのない限り、令和8年4月分の最終給与締切日現在（4月遡及改定を含む。）における次の各事項とする。

- ア 賞与及び臨時給与の支給従業員数及び支給総額（令和7年8月から令和8年7月までの状況）
- イ アの該当月及び令和8年4月のきまって支給する給与の支給従業員数及び支給総額
- ウ 本年の採用状況
- エ 本年の給与改定及び賞与の支給の状況等
- オ 住宅手当の支給状況等
- カ 国内異動における手当等の支給状況
- キ 高齢者雇用施策の状況

### (2) 従業員別に調査する事項

特に断りのない限り、調査事業所における常勤の従業員のうち、調査指定職種に該当する者について、令和8年4月分の最終給与締切日現在（4月遡及改定を含む。）における次の各事項とする。

#### ① 初任給関係職種

- ア 学歴
- イ 採用者数
- ウ 初任給月額

## ② 初任給関係職種以外の調査指定職種

- ア 年 齢
- イ 学 歴
- ウ きまって支給する給与総額
- エ 時間外手当額
- オ 通勤手当額

## (3) その他の事項

前記(1)及び(2)のほか、都道府県市特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）が独自に付帯的事項について調査を行うことがある。

## 4 調査の方法

### (1) 業務の分担

- ① 人事院は、人事委員会と協議の上、調査の企画立案、調査票の設計及び作成、調査事業所の抽出選定その他調査の統一を図るための調整事務を行う。
- ② 人事院及び人事委員会は、協議の上、それぞれ調査を行う事業所を分担する。

### (2) 調査経費

- ① 調査票その他調査の統一的運営に必要な用紙及び資料の作成に要する経費は、人事院の負担とする。
- ② それ以外の経費は、人事院と人事委員会において、それぞれの分担調査事業所分を負担する。

### (3) 調査員及び調査指導員

- ① 調査員及び調査指導員は、人事院事務総長若しくは人事院地方事務局(所)長又は人事委員会事務局長が指名する。
- ② 調査指導員は、人事院及び人事委員会において、この調査に関する事務を直接所管する組織の責任者とする。
- ③ 調査指導員は、この調査に関して、それぞれの機関の調査員を指導し、事務を統括する。
- ④ 調査員及び調査指導員は、調査票その他の関係書類について秘密の保持その他適正な管理を行う。

### (4) 調査票の記入、審査、収集及び交換

- ① 調査票（オンライン調査システムを活用する事業所における調査票（③において「電子調査票」という。）を除く。）の記入は、事業所を訪問した調査員が給与事務担当者に面接して行う。
- ② 調査員は、記入済みの調査票について所定の点検を行った後、所定の様式に電子入力を行い調査指導員に提出する。
- ③ 調査指導員は、調査員から提出された調査データ及び電子調査票に係る調査データの審査を行い、審査の終わったこれらの調査データを、人事院事務総局給与局給与第一課長宛てに提出する。
- ④ 人事院は提出のあった調査データを取りまとめ、各人事委員会に該当分を送付す

る。

## 5 調査期間

令和8年4月22日(水)から同年6月16日(火)までとする。

## 6 標本抽出方法

### (1) 事業所の抽出

- ① 事業所の抽出作業は、人事院において行う。
- ② 人事院及び人事委員会の調査能力等を考慮し、かつ、都道府県市特別区別の母集団を基に事業所を抽出し、調査事業所とする。
- ③ 事業所の抽出は、公務と類似の業務に従事する従業員がどの層においても等しく調査対象となるよう、層化無作為抽出法により抽出する。
- ④ 層化の基準は、主として組織（本店・支店）、企業全体の常勤の従業員数による規模及び産業とする。

### (2) 該当従業員の抽出

- ① 調査指定職種に該当する従業員については、各調査指定職種の人数に応じた数の無作為抽出を行い、抽出された従業員を調査客体とする。
- ② 該当従業員の抽出は、調査事業所において調査員が行う。

## 7 主要集計事項

- (1) 職種別平均給与額等
- (2) その他事業所単位に調査した給与等に関する事項

## 8 集計方法

- (1) 人事院においては、全国の結果を集計するが、その作業の一部を独立行政法人統計センターに依頼する。
- (2) 人事委員会においては、それぞれの所轄の地域について独自に結果を算出する。

## 9 結果の公表

- (1) 人事院は、集計及び分析が完了し次第、結果報告書を公表する。
- (2) 人事委員会は、それぞれ所轄の地域に関する結果を公表する。

## 10 調査書類等の保存

### (1) 保存期間

令和9年4月1日から5年間

### (2) 保存責任者

人事院事務総局給与局給与第一課長  
人事委員会事務局長